

名古屋市立大学医学部同窓会会費規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規定は、定款第8条の2に基づき、会費について定める。

(会費)

第2条 会費の年額を5,000円とする。

- 2 正会員は年度毎に年会費を支払う。
- 3 正会員のうち、定款第5条に規定される特別名誉会員及び第6条の2に規定される名誉会員の会費支払いは任意とする。ただし、特別名誉会員あるいは名誉会員となる以前に滞納した会費は支払う必要がある。
- 4 学生会員は20年分を一括して、入学の際に支払う。学生会員である期間及び、卒業後正会員としての15年間は会費の支払いを要しない。

第2章 補則

(規定の改廃)

第3条 この規定の改廃は、代議員会の議を経なければならない。

附則 この規定は2019年度から適用する。

なお、卒業後15年目の総会懇親会に招待し、次年度からの会費納入を呼びかけることとする。